

新型コロナウイルス感染症の対処にかかわる特殊勤務手当が新設されました。対象業務や支給額など、十分とは言えませんが、前進です。

以下は、県教委が出している事例集からの引用です。

兵庫県教育委員会発行「新型コロナウイルス感染症への対応業務に係る特殊業務手当に関する事例」より

	業務内容(※)	事例	手当支給	
			区分(※)	理由
1	①	学校を休んで(前日は登校(出勤))PCR 検査を受けた生徒(職員)が陽性であったと連絡が入った(感染者が発生した)。すぐに当該生徒(職員)が前日使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	A	生徒下校(職員退勤)の翌日に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務として、支給対象となる。
2	①	金曜日に学校を休んでPCR検査を受けた生徒(職員)が陽性であったと、月曜日に連絡が入った(感染者が発生)。連絡を受けた後、当該生徒(職員)が金曜日に使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	支給なし	生徒下校(職員退勤)から数日経過後に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務とは言えないとして、支給対象とならない。
3	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。 *その後のPCR検査で当該生徒が陽性であった場合。	A	感染者が使用した物件の消毒であるため、支給対象となる。 (消毒の際には感染の疑いのある者であっても、その後の検査で陽性となった場合は支給対象)
4	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。 *その後のPCR検査で当該生徒が陰性であった場合。	支給なし	感染者が使用した物件の消毒ではないため、支給対象とならない。
5	①	登校後、家族が陽性であることが判明し、生徒は感染の疑いのある者と判断されたため、帰宅させた。当該生徒の下校後、すぐに当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。その後のPCR検査で当該生徒が陽性であったため、翌朝、再度当該生徒が使用した教室の机やドアノブ等の消毒を行った。	A 再度の消毒は支給なし	生徒下校後すぐに行った消毒は、感染者が使用した物件の消毒であるため、支給対象となる。 ただし、翌朝の再度の消毒については、当該生徒が使用した物件の消毒を既に行っていることから、感染リスクが高い状態での業務とは言えないため、支給対象とならない。
6	③	体調不良となった生徒を保健室で対応し、帰宅させた(保護者に引き渡した)。*その後、感染の疑いがあると判断された場合。	B	PCR検査の結果(陽性・陰性)にかかわらず、感染者等に接して行う業務として、支給対象となる。
7	③	体調不良となった生徒を保健室で対応し、帰宅させた(保護者に引き渡した)。*その後、感染の疑いがあると判断されなかった場合。	支給なし	保健所等により感染の疑いがあると判断されなかった場合は、支給対象とならない。
8	④	保健所等がおこなう疫学調査に協力するため、感染した生徒の自宅へ訪問し、生徒から直接話を聞いた。	B	感染者等に接して行う業務であるため、支給対象となる。
9	④	保健所等がおこなう疫学調査に協力するため、感染した生徒の自宅へ電話し、生徒から話を聞いた。	支給なし	感染者等に接して行う業務ではないため、支給対象とならない。
10	⑤	クラスの生徒に感染者が発生し、その他の生徒に感染の疑いがあると判断された者が発生した。感染の疑いのある生徒も含め、クラス全員PCR検査を受けるとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しをした。	B	PCR検査の結果(陽性・陰性)にかかわらず、感染者等に接して行う業務として、支給対象となる。

11	⑤	クラスの生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いがあると判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員 PCR 検査をすることとなり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。 *その検査で陽性者が出た場合。	B	検査により陽性者が出た場合、当該生徒は感染の疑いがあった者として、検査への協力は感染リスクの高い業務となるため、支給対象(感染者等に接しておこなう作業)となる。
12	⑤	クラスの生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いがあると判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員 PCR 検査を受けることになり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しをした。その後、検査対象者が使用した机やドアノブ等の消毒をした。 *その検査で陽性者が出た場合。	B	検査により陽性者が出た場合、当該生徒は感染の疑いがあった者として、検査への協力は感染リスクの高い業務となるため、支給対象(感染者等に接して行う作業)となる。 消毒についても、感染者が使用した物件の消毒であり、感染リスクが高い状態での業務として支給対象となるが、同日に A, B 両方の区分に該当する場合は、B のみの支給となる。
13	②	上記事例 10~12 の場合において、検体の梱包作業のみを行った。	A	病原体の付着の危険のある検体を取り扱っているため、支給対象となる。(感染者等に接しておこなう業務ではないため、B の区分には該当しない)
14	⑤	クラスの生徒に感染者が発生したが、その他の生徒に感染の疑いがあると判断された者はいなかった。しかし、念のためクラス全員 PCR 検査を受けることになり、教室内で、生徒に検査の説明、検査容器及び検体の受渡しを行った。 *その検査で陽性者がいなかった場合。	支給なし	感染の疑いのある生徒がおらず、全員陰性であった場合の検査への協力は、感染リスクが高い業務とは言えないとして、支給対象とならない。
15	⑤	感染の疑いのある者となった生徒の自宅へ訪問し、生徒へ PCR 検査の説明、検査容器及び検体の受渡しをした。	B	感染者等に接して行う業務であるため、支給対象となる。
16	②	感染の疑いのある者となった生徒の自宅のポストに検査容器を投函し、翌日検体をポストから回収した。	投函日は 支給なし 回収日は A	病原体の付着がない検査容器をポストへ投函するだけでは支給対象とはならない。翌日は病原体の付着の危険のある検体を取り扱っているため、支給対象となる。(13 参照)

※ 業務内容

業務内容		業務詳細	支給額
A 病原体の付着した、又は付着の危険のある物件の処理の業務	①消毒	感染者が発生した場合に行うクラス教室等及び動線の消毒	300 円
	②検査への協力(感染の疑いのある者に接しない場合)	感染の疑いのある検査対象者の検体の取り扱い	300 円
B 児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務(感染者及び感染の疑いのあるものに接して行う業務)	③直接処遇	感染の疑いのある児童生徒の救急業務	3,000 円 (4,000 円)
	④疫学調査への協力	感染者に対して保健所等が行う、感染経路特定のための疫学調査への協力	3,000 円 (4,000 円)
	⑤検査への協力	感染の疑いのある検査対象者への検査の説明 感染の疑いのある検査対象者との検査容器及び検体の受け渡し	3,000 円 (4,000 円)